

関係団体 各位

埼玉労働局長

平成30年度 埼玉年末・年始無災害運動の実施について（要請）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

年末年始の繁忙期を迎え、貨物量の増加、気象条件や交通事情等により作業環境が変化しやすくなることに加え、設備の点検、補修、清掃等非正常作業等が多くなることなどに伴って、労働災害の増加が懸念されます。

このため平成30年12月1日から平成31年1月15日までの間、「埼玉年末・年始無災害運動」を別添「実施要領」により取組みますので、貴団体におかれましても、その趣旨をご理解のうえ、貴会会員の皆様において特に下記の事項について取組が推進されるようご配慮をお願いします。

記

- 1 経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明
- 2 安全衛生管理体制の確立、確認
- 3 リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- 4 メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- 5 非正常作業における労働災害防止対策の徹底
作業計画、作業マニュアルの点検、確認、作成
作業計画、作業マニュアルに基づく安全衛生教育の実施
作業計画に基づく作業開始前ミーティングの実施
- 6 KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と5Sの徹底
- 7 安全衛生パトロールの実施
- 8 業務繁忙期における無理な計画に基づく作業の排除
- 9 職場の整理・整頓・清掃・清潔（4S）の徹底
- 10 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- 11 降雪期を考慮した交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- 12 荷主として運送事業者に荷役作業を行わせる場合の荷台からの墜落防止の安全対策
- 13 「Safe Work SAITMA」のキャッチフレーズ、ロゴマークの活用による安全衛生の意識高揚



埼産協 第 163号
平成30年12月6日

会員代表者 様

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
会 長 小林 増雄

年末・年始における事故・災害防止の徹底について（通知）

協会事業の推進につきましては、平素格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

会員の皆様におかれましては、日頃から事故・災害防止にご尽力いただいていることと存じます。

さて、厚生労働省の発表では、昨年1年間に本県で発生した労働災害の死傷者数は103人であり、全国ワースト1となっています。

また、本年は、分別及び搬送するために用いていたフォークリフトを運転者が後退させた際、歩いていた被災者と接触し死亡する事故も発生しています。

協会といたしましても、会員の皆様の事故・災害防止の取組を支援するため、労働安全衛生の災害防止ポスターの配布、労働安全衛生大会や研修会の開催、安全衛生標語やヒヤリ・ハット事例の募集など多くの事業を実施しています。

これから年末年始に向かい、荷の動きが活発になるなど、事故・災害の可能性も高まることから、平素に増した安全管理体制の確立・確認とミーティング等による確認・注意喚起を徹底するよう通知いたします。

また、埼玉労働局から別添のとおり「平成30年度 埼玉年末・年始無災害運動の実施について」要請がありました。会員の皆様におかれましても、無災害の取組を推進されるようお願い申し上げます。